

松山市放課後児童クラブ保護者負担金助成制度のお知らせ

本市では、児童クラブを利用する保護者への経済的な支援として、保護者負担金の全部又は一部を助成する制度を設けています。

【助成対象及び助成金の額】

〈助成対象〉	〈助成額〉	〈助成額の上限（民間のみ）〉
生活保護受給世帯	保護者負担金の全額	月 9,000 円（8月のみ 14,000 円）
市民税非課税世帯	保護者負担金の半額	月 4,500 円（8月のみ 7,000 円）

- ※『生活保護受給世帯』は、生活保護の受給期間中に必要とする保護者負担金が対象です。
- ※『市民税非課税世帯』は、世帯員全員の当該年度の市区町村民税が非課税の世帯です。
- ※『助成額の上限』は、民間児童クラブのみ適用し、児童1人当たりの金額とします。

【助成の対象になる保護者負担金】

対 象	毎月の保育料（長期休業中や臨時休業中の加算料金及び延長料金を含む）
対象外	上記「対象」以外の負担金 （例）入会金、傷害保険等の保険料、保護者会費、教材費、送迎費、休会費 特別活動などの活動費、その他実費徴収されるもの など

【申請方法・必要書類】

助成金の請求前に、制度に該当するか確認申請が必要です。

原則、「電子申請」での申請にご協力をお願いします。

≪申請期限≫ 令和8年6月30日（火）（消印有効）【当初分】
※期限後も該当年度内は随時受付。

≪申請方法≫

〔電子申請〕右の二次元コードから申請できます。

〔紙 申 請〕電子申請ができない場合は、紙媒体で申請書を提出してください（申請書はこどもえがお課で配布、又は市ホームページからダウンロードが可能です）。

≪必要書類≫

『生活保護受給世帯』：生活保護受給証明書（世帯員全員分）

『市民税非課税世帯』：当該年度の松山市以外の非課税証明書（本市で課税の場合は不要）
※当該年の1月2日以降に本市へ転入したなど
他市区町村で課税されている場合に限る。

≪えひめ電子申請システム≫



【留意事項】

- 該当確認申請は、毎年度申請が必要になります。
- 紙申請の場合、児童クラブや支所等では受付できません。郵送又は持参してください。
- 申請者には、助成制度に該当するかの審査結果を郵送で7月中旬頃に通知します。
該当者には請求書等を同封します（請求手続きの詳細は請求書送付時にご案内します。）。
- 申請後、世帯や課税状況に変更があれば、届出が必要ですので下記までご連絡ください。

【申請先（提出先）】

松山市こども家庭部こどもえがお課 こども居場所づくり担当

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 市役所別館3階（TEL：089-948-6411）